

内部統制システム整備の基本方針

〔令和7年2月21日 理事会決議〕

本法人は、令和7年2月21日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ①理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ②寄附行為に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③寄附行為に基づき、常任理事会を設置し日常業務を迅速に処理する。
- ④業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤業務分掌・決裁権限を明確にし、理事及び職員の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥理事会、常任理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「学校法人阪南大学文書保存規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

2. リスク管理に関する体制

- ①「学校法人阪南大学危機管理基本規程」に基づき、理事長を学園危機管理対策本部長とする危機管理体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを作成し想定される危機事象への対応を明確にする。
- ②「学校法人阪南大学個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③研究活動について、内部統制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止を図るため、規程等を整備し必要な措置を講じる。
- ④ハラスメントについて、その防止や対応を図るため、規程等を整備し必要な措置を講じる。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ①本法人のすべての職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ②理事及び職員の職務執行が、法令並びに寄附行為に適合することを確保するため、公益通報制度の適切な運用を行う。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ①監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、法人は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討するものとする。
- ②補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- ③理事及び職員は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じるものとする。
- ④理事又は職員は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事及び監事に報告する。
- ⑤理事又は職員は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- ⑥監事が職務の執行について本法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑦本法人は以上の監査環境の整備について、学校法人阪南大学監事監査規程に定めるものとし、同規程の改廃については監事と協議を行うものとする。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。

以上